



ハイヤー運賃等助成制度が 改正されました!

令和3年11月からスタートした本制度で基準としている旭川B地区タクシー運賃が改定されることから、4月1日以降、制度の見直しを行い、次のとおり運賃等を改正しました。制度の見直しにより、郊外から市街地などの利用回数が増え、自己負担額が減ります。

対象となる方で新しくご利用を希望される方は、役場で申請してください。

改正前			改正後		
ハイヤー運賃	自己負担	利用券	ハイヤー運賃	自己負担	利用券
620円(初乗)	100円	1枚	初乗(720円)~ 1,000円未満	100円	1枚
1,000円未満	200円	2枚	2,000円未満	200円	2枚
2,000円未満	500円	5枚	3,000円未満	300円	3枚
3,000円未満	700円	7枚	4,000円未満	400円	4枚
4,000円未満	1,000円	10枚	4,000円以上	500円	5枚
5,000円未満	1,300円	13枚			
5,000円以上	1,500円	15枚			



※4/9までは初乗り料金620円

利用カード更新のお知らせ

現在ご使用の緑色のハイヤー助成利用カードは、令和5年3月末で利用できなくなります。

新しいカードは3月中にご自宅に送付されますので、4月以降は新しく届いたオレンジ色のカードをご利用ください。

申請内容変更手続きについて

居住地、世帯構成が変更された場合は、利用カード内のチケット枚数が増減される場合がありますので、役場窓口にお問い合わせのうえ、必要に応じて変更申請書を提出してください。

お問い合わせ先

幌延町役場 企画政策課

電話:01632-5-1114 告知端末機5-8814

